

五郎駅前地区の河川改修

愛媛県大洲市の五郎駅前地区は、河口から約 13.0～13.6km 区間（延長約 680m）の右岸矢落川の合流点直下流の本川水衝部に位置しています。河岸と山に挟まれた幅約 50m の細長い地域に J R 軌道、駅舎、県道、民家、工場など 60 棟余りが密集し、地盤高は計画高水位^{*}より 3.5～4.0m 低く、古くからたびたび水害を被ってきました。例えば昭和 57 年 8 月の台風 13 号では、五郎水位観測所の水位が 10.61m に達し、浸水家屋 6 戸、浸水面積 1.2ha の被害が発生していました。

※計画高水位とは堤防の設計や河道の整備の基準となる水位のことで、計画規模以下の洪水は整備完了後には計画高水位以下の部分を流れます。

このため、地元から河川改修の要望が出されましたが、従来の築堤方式で改修を行うと、地区の 50% 以上の土地が堤防敷地となるため、背後地が狭くなり、集落機能が低下したり住環境の悪化を招くことが懸念されました。そこで、昭和 60 年度に創設された特定河岸地水害対策事業（現在は水防災対策特定河岸事業）により、全国で初めて地上げ方式による改修が行われることになりました。

五郎駅前地区では、建設省、愛媛県、大洲市の三者により肱川河川改修事業、特定河岸地水害対策事業、県道改良事業、大洲市五郎駅前地区土地区画整理事業、支川大谷川改修事業が合わせて実施されました。このうち特定河岸地水害対策事業は昭和 61 年度に着手し、平成 2 年度に完成しました。五郎駅前特定河岸地水害対策事業では、河川改修と道路改良の合併事業区間より J R 敷地までに囲まれた 1.28ha 及び大谷地区の 0.5ha が現状地盤より計画高水位まで盛土され、それに伴う物件補償、施設の機能復旧（水道、電気、NTT 等）が行われました。

事業完了後の平成 7 年 7 月には肱川激甚災害特別対策緊急事業が実施される契機となった出水が発生し、五郎水位観測所の水位は 11.33m に達しましたが、五郎駅前地区では浸水被害は起こりませんでした。また、事業実施前には五郎駅前地区では県道の冠水による通行止めがたびたび発生していましたが、事業完成により通行止めは解消されました。加えて、主要地方道大洲長浜線（幅員 9.5m）が地区の河川側に整備され、生活道路と分離されたため、宅地内の交通の安全性も高まりました。さらに、宅地面積が広がり宅地密集が緩和されるとともに、新たに緑地が設けられたり視界が拡大されるなどして住環境が改善されました。

<参考文献：建設省四国地方建設局大洲工事事務所編「大洲工事五十年史」1994 年、四国地方整備局事業評価監視委員会資料、四国クリエイト協会「会報クリエイト第 38 号」2016 年 7 月>

